

言語規範形成における教育の影響

—ら抜き言葉をてがかりとして—

キーワード: 言語規範 ら抜き言葉 国語科教科書

1 はじめに

「日本語の乱れ」が話題にされるとき、まるで「日本語の乱れ」の代表のように引き合いに出されるのが「ら抜き言葉」である。しかし、「間違っただ」用法として社会的に広く認識されるようになったのは最近のことである。

「ら抜き言葉」とは「見られる」を「見れる」とするような言葉のことである。また、古くから方言として地方に存在していた言葉であり、1926年には小林多喜二が日記の中で「出れない」と使っていたことがわかっている。それでは、昔から使われていた用法なのに、どうして今になって「ら抜き言葉」が「正しく」ないと社会的に認識されるに至ったのか。そして、「ら抜き言葉」についての「正しさ」の感覚は一体いつ、どのようにして生まれるのだろうか。

これらのことについて、私は「ら抜き言葉」が「正しく」ない用法であるという認識、いわば『「ら抜き言葉」の規範意識』が生まれた要因に教育が影響しているのではないかと考えた。そこで、本論では「ら抜き言葉」の規範形成過程について、教育の影響という観点から研究を進めることを通して、「正しさ」つまり「規範」の形成に教育がどのように影響しているかを明らかにしたい。

そのために本論では、教科書や学習指導要領などを用いて、年代別、学校別に国語科教育、文法教育を中心に学校教育を調査する。この調査では「ら抜き言葉」に関係のある助動詞である「れる」「られる」がどのように教えられていたかについて特に注目し、その教えによって人々の中に「れる」「られる」の使い方についてどのような規範意識が存在し得たのかについて考察する。このことによって、学校教育がどのように「ら抜き言葉」規範形成に影響を与えていったのかを明らかにしていく。

2 「ら抜き言葉」という言語現象

学校文法などに代表される一般的な用法では、五段活用動詞未然形に「れる」が接続し、カ行変格活

広島大学大学院・院生 山浦 渚

用動詞および上一段・下一段活用動詞の未然形に「られる」が接続するとしている。これに対し、可能を表す際に「見られる」とせずに「見れる」とするような、「ら」を抜いて使う用法のことを「ら抜き言葉」という。

最近になって広く知られるようになった「ら抜き言葉」という用法であるが、「ら抜き言葉」につながると考えられる日本語の性格といえる現象が、室町時代から存在していた。その性格というのが「ラ行音の欠落」である¹。この日本語の性格は、助動詞や名詞などの様々な語に変化を生じさせている。そのような背景もあつてか、明治時代には「ら」を抜いて可能を表す用法が一方言として使われるようになる。大正時代になると、この用法は小林多喜二の『蟹工船』や真船豊の『鼬』など小説の地の文でも使用される。書きことばは一般的に共通語の意識が強く働くので、共通語が書きことばとして用いられることが普通である。だが、この事例では「ら抜き言葉」は話しことばとして存在してきたのにもかかわらず、書きことばとして使用されている。中條

(1999)が「昭和前期を代表する作家たちが、当時は社会的に認知されていなかったら抜き表現を、意図的に自らの作品の中で先駆的に使ったとは考えられない」と言っているように、小林多喜二や真船豊が「ら抜き言葉」を誤って使用したとは考えにくい。東北や北海道出身であるという言語(方言)的背景をもつ小林多喜二や真船豊は「ら抜き言葉」は共通語であるという意識をもっていたと考える方が妥当である。代表的な作家たちでさえ「ら抜き言葉」を書きことばとして使ってしまう程なのだから、昭和時代、一部地域では既に一般の人々の中にも「ら抜き言葉」は共通語であるという意識が生まれていたと考えることができる。

北海道、東北地方、関東地方の一部地域、中部地方、中国・四国地方などで見られたこの用法は、方言としてこの用法を使っていなかった東京などの地域でも、昭和に入って広まりを見せる。東京では、

最初は低い使用率であったが、時を経るにつれその使用率は上がっていく。現在では、若者の「ら」を抜いて可能を表す用法の使用率（「来れる」の使用率）83%という調査結果ⁱⁱⁱもある。

このように、全国的にこの用法の使用が広がる一方で、この用法は「ら抜き言葉」と命名され、調査の対象となったり「日本語の乱れ」と言われたりすることになる。そして現在に至るまで、「ら抜き言葉」は「一般的な用法ではない」などのイメージを含みながらも、多くの人々に使用され、様々な論争を巻き起こしているのである。それでは、このような「ら抜き言葉」における「正しい」「正しくない」という感覚に教育はどのような教育はどのような影響を与えたのだろうか。次からみていきたい。

3 初等・中等教育の概要

今でこそ中学校への進学率はほぼ100%であるが、戦前や戦後直後の進学率は高くはなかった。この事実は、学校教育と言語規範形成の関係を明らかにしていくうえで考慮すべき点なので、ここで述べておきたいⁱⁱⁱ。

旧学制・新学制ともに小学校での教育は約99%の人たちが受けているが、大正8年時の高等小学校への進学率は30.9%、中学校への進学率は2.6%であり、中等教育機関への進学率は非常に低かった。特に、中学校への進学率は3%未満となっており、中学校での教育を受けた人は大正8年には一握りだったのである。

25年後の大正19年の進学率は、高等科への進学率が63.6%となっており、大正8年と比べて約33%増加している。これは昭和16年に出了れた国民学校令により、義務教育が国民学校6年、高等科2年の8年と定められたことが影響していると考えられる。それでも63.6%にとどまっているのは、戦争の影響があるのだろう。一方で、中学校への進学率は8.7%であり、6%ほどの増加しか見られない。このことは、制度改正などにより中等教育のうち高等科での教育は普及したものの、中学校での教育はあまり普及しなかったことを示している。つまり、旧学制下では高等小学校や高等科での教育を受けた人はある程度いるものの、中学校での教育を受けた人はほとんどいなかったと言える。これに対し、戦争も終わった1952年には、教育基本法等に基づいた新学制が形作られた。それによって、中学校への進学率は91.0%

となり、中学校教育をほぼすべての人が受けることができるようになったのである。

4 各年代の文法教育

4-1 1946年までの教育

初等教育は、1940年までは尋常小学校、1946年までは国民学校で教育が行われた。文法教育について、野口（1926）では「従来我国の小学校にありては、文法の知識は少しも與えない」「国民の大多数には文法なるものを全く知らずに過ぎさしむる」と述べられている。また、管見の限り一組だけ存在する文法教科書内（『普通文法教科書 中巻（尋常科児童用）』『普通文法教科書 上巻（尋常科児童用）』）でも口語助動詞「れる」「られる」について触れられた箇所はなかった。さらに、読本中の可能の表現の表記を確認したところ、「れる」「られる」を使用した表記は2例のみで、その他の多くは可能動詞か「～できる」の形であらわされていた。

このことは、尋常小学校・国民学校では文法教育がほとんどなされていなかったこと、読本でも「れる」「られる」の使い分けを学習する機会は少なかったことを示している。このことを踏まえると、中等学校に進学しなかった70%~40%^{iv}の児童は「れる」「られる」の使い分けに関する知識を持たずに成長した可能性が高いと言える。ゆえに、「ら抜き言葉」を耳にしたとしても、彼らは「ら抜き言葉」が学校文法とは異なる用法であることを意識できなかった可能性が高いと考えられる。

また、中等教育は高等小学校や中学校で行われた。教育内容が異なるため、ここからそれぞれについて述べていきたいと思う。

まず、高等小学校について述べる。高等小学校での文法教育について野口（1926）では、以下のように述べられている。

従来我国の小学校にありては、文法の知識は少しも與えないことになつて居る。（中略-山浦）私は尋常小学校では文法を学ばしむる必要はないと考えて居るが、高等小学校においても又さうだとは考へない。若し高等小学校に於いてもこれを授けることが不必要であるとすれば、国民の大多数には文法なるものを全く知らずに過ぎさしむると云ふことになる。

この記述は野口が高等小学校での文法教育の必要性を訴えるために記したものである。また、高等小学校での国語科の教授内容を定めた1900年施行の小学校令施行規則第三条には、文法教育に関する記述はみられない。これらのことから、高等小学校では文法教育がほとんど行われていなかったことがわかる。さらに、高等小学校で用いられた読本中（『高等小學校国語讀本』巻一～三）でも、私が調査した限りではあるが、「れる」「られる」が用いられている箇所はなかった。

これらのことから、高等小学校でも初等教育と同じように、文法については学習する機会は少なく、「れる」「られる」の使い分けに関する知識を得た人々は少なかったといえることができる。つまり、高等小学校へ進学した約30%～60%の人々も「ら抜き言葉」を耳にしたとしても、「ら抜き言葉」が学校文法とは異なる用法であることを意識できなかった可能性が高いと考えられる。その結果として、進学しなかった人々と同様に、彼らも「ら抜き言葉」を違和感なく使ってしまう可能性があるのである。

これに対し、中学校や高等女学校では文法教育が行われていた。このことは1901年施行の中学校令施行規則に示されており、指導には文法教科書が用いられていた。文法教科書の内容は1946年までの間で大きく3回の変化している。まず、1901年から1925年までに発行された文法教科書（『修正 日本文法教科書』『改訂実用日本文典』『改修新編日本文典下』）は文語文法のみが載せられていた。そのため、学習者が口語助動詞「れる」「られる」の使い分けに直接結びつく知識を得る可能性は低かったと考えられる。

次に、1929年から1935年までに発行された教科書では、文語文法と口語文法に分けて目次が立てられ、口語文法についても解説されている。この変化には、1931年公布の中学校教授要目によって、文語助動詞と口語助動詞を分けて教えることが定められたことが影響している。しかし、口語助動詞が教えられるようになってからも、その内容は詳細なものではなかった。私が内容を確認した教科書（『初級中等国文典』『五訂中等新文典』『改訂中学国文典 初学年用』『三訂新制中学文典 初学年用』）では、特に「れる」「られる」に着目して述べると、「れる」「られる」の使用例が一例ずつ挙がっており、その活用表が載っているのみであった。このような

内容では、「れる」「られる」がどう使い分けられるのかを一般化して捉えることは難しいと思われる。

これに対し、1936年から1946年に発行された文法教科書（『改訂中学国文典 上級用』『改訂新文典 初年級用』『三訂中学国文典 初年級用』『改訂新文典 初年級用』『中学口語法（修正版 第一学年用）』『中等文法 一』）では内容が充実し、動詞への接続が扱われたり、動詞への接続を意識できるような問題が載せられたりしている。使用例だけでなく、動詞への接続を学ぶことによって、学習者はどのような語に対しても「れる」「られる」使い分けができるようになると考えられる。

各時期の文法教科書の内容を踏まえると、1901～1925年よりも1929年～1935年に文法を学習した人々、そして1929年～1935年よりも1936年～1946年に文法を学習した人々のほうが、「れる」「られる」の動詞への接続についての知識を持っており、「れる」「られる」を適切に使い分けができる可能性が高いと言える。よって、中学校や高等女学校に進学したごく少数の人々が「ら抜き言葉」に違和感を持つ可能性は、1901～1925年、1929年～1935年、そして1936年～1946年と時期を追うごとに、高まっていくと考えられる。

4-2 1947年から1960年までの教育

1947年には初めての学習指導要領（試案）が出され、拘束力は弱いものの、各教科での教育内容が規定された。この時期の学習指導要領の内容を参照すると、1947年～1960年の小学校での学習指導要領に則った文法教育では、助動詞の活用などの詳細な文法事項の指導は行われていなかったが、共通語を話せるようにするための指導は行われていたようである。そのため、児童の「ら抜き言葉」等の共通語と異なる言葉遣いは、教師によって矯正されていた可能性がある。しかし、これは共通語に近い方言を持つ地方に限って言えることである。師範学校での文法教育をみる限り、教師の中には文法的知識をあまり持たない人も存在すると言える。そのような、地方出身の教師が、「ら抜き言葉」を方言として認識していない場合、児童の使う「ら抜き言葉」が正されることはない。また、「ら抜き言葉」が正されたとしても、それはその児童が使い、教師が気づいたある特定の語だけということになり、全ての「ら抜

き言葉」を正したことにはならない。「ら抜き言葉」に違和感を持ったとしても、「見れる」「来れる」などの出現頻度の高い語だけに限定されていただろう。

小学校とは違って、中学校では文法書を用いて、文法教育が行われていた。そして、その指導は、文法を暗記するような機械的な学習から、具体例などを通して体験的に文法を身につけるような学習へ徐々に変化していった。この期間に文法学習に使用された教科書は、文法教科書（～1959年）、分冊教科書（1952年～1961年）、合冊教科書（1952年～）の3種類である。合冊教科書とは、言語事項と文学的内容等が合わさった現在のような教科書であり、1952年からの主流は合冊教科書であった。ここではそれぞれの教科書の記述をくわしく述べることはできないが、簡単に述べておくと、文法教科書と分冊教科書は「れる」「られる」の動詞への接続など使い分けに関わる内容が扱われているが、合冊教科書では「れる」「られる」についてほとんど記述されていない^{vi}。

それぞれの教科書の内容や学習方法の変化などから考察すると、まず、文法教科書を使う傾向があった期間の前半に文法を学習した人々は、「れる」「られる」の使い分けについて知識をもっていたと考えられる。これに対し、文法を体験的に学習させる傾向の強まる後半の期間に文法を学習した人は、文法教科書や分冊教科書の使用の減少傾向も踏まえると、文法事項を詳しく解説しているとは言えない合冊教科書を使用している可能性が高い。そのため、「れる」「られる」の使い分けについて知識をもたない可能性が高いと考えられる。よって、1947年～1960年の前半に文法を学習した人々は「ら抜き言葉」に違和感を抱く可能性が高く、後半に文法を学習した人々は「ら抜き言葉」に違和感を抱く可能性が低いと考える。

4-3 1961年からの教育

1961年以降もそれ以前と同様に、文法教育は主に中学校で行われていたようである。そのため、ここでは中学校での教育内容にしばって述べていきたいと思う。

各年代の学習指導要領を参照すると、1961年から2001年までは、ほぼ同じ助動詞の指導傾向を示していることがわかる。1961年から2001年までの学習

指導要領では、助動詞に関してはその意味の指導についての記述が中心であり、細かい文法事項まで言及するような指導を避けるように指示されている。そして、この期間に用いられた教科書でも、学習指導要領を反映し、助動詞の意味中心の学習が意図された構成になっている。そのため、「れる」「られる」の使い分けにつながる知識である動詞への接続についての説明が活用表以外に載せられている教科書は少なく、活用表にすら動詞への接続を載せていない教科書も存在した。これらのことを踏まえると、この期間に中学校で学習した人々は「れる」「られる」の使い分けに敏感ではないと考えられるため、「ら抜き言葉」に対して違和感を持たない可能性が高いと考える。

2002年から2010年までの学習指導要領でも、1961年から2001年までの学習指導要領と大きく指導の傾向は変わらなかった。変わった点は、学習指導要領に「日常の言語活動を具体的にに取り上げ、助詞や助動詞が文脈の中でどのような働きをしているかに注意させ」るようすることを指示する内容が入った点である。そして、この期間の教科書の中には言葉についての単元を設け、その中で「ら抜き言葉」に関する文章を採り上げたり、本文中の文法を扱ったページで「ら抜き言葉」について触れたりするものも出てきた。このような教科書の変化は「日常の言語活動を具体的にに取り上げ、助詞や助動詞が文脈の中でどのような働きをしているかに注意させ」という内容が、学習指導要領に入ったためだと考えられる。このような教育がなされたことで、以前の学習指導要領下で教育が行われていた時よりも、「ら抜き言葉」に違和感を覚える人は増加する可能性が高いと言えるだろう。

そして、現行の学習指導要領であるが、助動詞の意味の指導を中心とした記述であることに変わりはない。しかし、細かい文法事項まで言及しないように指示していた文言が無くなっている点や、新たに「時間の経過による言葉の変化や世代による言葉の違いを理解する」という内容が入っている点に変化がみられる。これらの変化が今後の学校教育にどのような影響を与えるのかは、今後の学校教育を追い続けることによってしかわからない。しかし、2002年施行の学習指導要領や教科書の傾向を考えると、教育を受けることによって「ら抜き言葉」に違和感を覚える人は多くなっていくだろうと推測してい

る。

5 言語規範形成における教育の影響

5-1 学校教育の生み出す言語共同体

4-2では、各年代の文法教育、特に助動詞「れる」「られる」の教育がどのように行われてきたのかについて述べ、それぞれの年代で学習をした人々が「ら抜き言葉」に違和感を抱く可能性が高いかそうでないかについて考察した。あくまでも「可能性」という表現を使っているのは、一人ひとりの育った環境、教育環境などが異なるため、本論での考察結果が全ての人に当てはまるものではないからである。しかし、教育の大きな方針を示した学習指導要領や人々が実際に使用した教科書等の内容からの考察結果であるため、各年代の教育の大きな傾向を示しているということはできるだろう。

各年代の特徴を簡単にまとめると、次項の表1のようになる。なお、この表の中の「違和感を抱かない」とは、その時代の教育を受けることにより「ら抜き言葉」に違和感を抱かない可能性のほうが高い

と考えられることを、「違和感を抱く」とは、その時代の教育を受けることにより「ら抜き言葉」に違和感を抱く可能性のほうが高いと考えられることを示している。

また、「ら抜き言葉」に対し、「違和感を抱く」可能性が高いか「違和感を抱かない」可能性が高いかというのは、各年代の学習指導要領や教科書等の内容の考察から導き出された可能性である。その結果として表1には、～1953年頃と2002年からの期間に「ら抜き言葉」に違和感を抱く可能性が高いグループが存在し、1935年頃までと1953年頃から2001年まで期間に「ら抜き言葉」に違和感を抱かない可能性の高いグループが存在することを示している。このそれぞれのグループは同じ言語規範を持つ集団であることから、本論では言語共同体と呼ぶことにする。1935年頃までに関しては、同じ時期に2つの言語共同体が存在していることになるが、「ら抜き言葉」に違和感を抱く可能性が高い言語共同体に属する人々は、旧制中学校等の上級学校に進学できたごく一部の人々（およそ9%程度）であることを、

教育を受けた時期	「ら抜き言葉」に対する違和感	備考
～1925	違和感を抱く層（およそ9%）	・旧制中学校進学者 ・文語文法中心の学習
	違和感を抱かない層	・旧制中学校又はそれよりも上級の学校に進学した者以外の者
1929～1935	違和感を抱く層（およそ9%）	・旧制中学校、高等女学校進学者 ・文語文法の学習に、口語文法の学習も加わる
	違和感を抱かない層	・旧制中学校、高等女学校またはそれよりも上級の学校に進学した者以外の者
1936～1946	違和感を抱く	・口語助動詞の文法知識も詳しく教えられる
1947～1960 [※]	前半：違和感を抱く	・文法教科書等を使用し、文法知識も詳細に教えられる
	後半：違和感を抱かない	・助動詞は意味中心の学習
1961～2001	違和感を抱かない	・助動詞は意味中心の学習
2002～2010	大半は違和感を抱かない	・助動詞は意味中心の学習
	少数は違和感を抱く	・教科書、指導書で「ら抜き言葉」を扱った単元が見られる
2011～	違和感を抱く（筆者の推測）	・指導要領中から、助動詞の文法知識の教授を制限するような項目が消える

※1947～1960年はその期間を前半後半に分けて、「ら抜き言葉」に違和感を抱くかどうかを示している。このようにしたのは、前半後半で使用された教科書が異なるためである。

表 1

時 期	「ら抜き言葉」に関すること
-----	---------------

～	「ら抜き言葉」は一部地域の方言として、昔から存在する
1926	小林多喜二が自身の日記に「出れない」と書く
1929	小林多喜二『蟹工船』の中に「ら抜き言葉」が見られる
1934	真船豊『鮠』の中に「ら抜き言葉」が見られる
1935	川端康成『雪国』・横光利一『旅愁』の中に「ら抜き言葉」が見られる
1949	・「ら抜き言葉」が耳につくようになる（※国立国語研究所年報より） ・「来れない」の東京での使用率：大人 17.8% 児童 11.8%
1950	三笠宮様が NHK 放送で「来れない」と発言される
1952	「来れる」が見出し語扱いで辞書に載る
1953	テレビ番組などで「ら抜き言葉」が頻繁に使われるようになる
1957	「見られなかった」の東京での使用率：20%未満
1963	初めて新聞（東京新聞）に「ら抜き言葉」の記事が掲載される ※この後、断続的に様々な新聞で記事にされる
1980	「見える」の全国での使用率：10代 80% 60代 20%
1981	「見える」の東京での使用率：平均 48.5% 20～24歳 62.9% 「見える」の大阪での使用率：平均 60.1% 20～24歳 76.9%
1990	島田荘司の小説『ら抜き言葉殺人事件』において「ら抜き言葉」という語が初出
1992	「ら抜き言葉」について総理府が調査を行う 調査結果：「ら抜き言葉」が気にならない 平均 59.9% 20代 75%
1995	・国語に関する世論調査で「ら抜き言葉」が調査対象とされる 調査結果：「来れる」の関東での使用率 平均 24.9% ・第 20 期国語審議会報告により、「ら抜き言葉」の使用は認知しかねるとされる
1996	「来れる」の大学生（東京）の使用率：83.7%

表 2

付け加えて述べておきたい。そして、それぞれの言語共同体は、学校教育の結果として生み出されたものである。私は、この2種類の言語共同体の存在によって、「ら抜き言葉」は「正しくない」用法である」という言語規範が形成されたと考える。

5-2 「ら抜き言葉」言語規範の形成

表2中の網かけ部分は、「ら抜き言葉」の使用率の調査結果を表した部分である。質問内容や対象語、回答者の年齢などの違いにより、結果にばらつきは見られるものの、着実に「ら抜き言葉」使用は広まっていることがわかる。この広まりの要因には、様々なことが考えられるが、私はその要因の一つとして、「ら抜き言葉」に違和感を抱かない言語共同体の存在をあげたい。

前述したように、「ら抜き言葉」は方言として一

部地域に昔から存在していた。その書きことばへの表れが、小林多喜二の日記や『蟹工船』（小林多喜二）、『雪国』（川端康成）などの中に見られる「ら抜き言葉」であると考えられる。このように地方に存在した「ら抜き言葉」を共通語と認識し、使用した可能性が高いのが、「ら抜き言葉」に違和感を抱かない言語共同体に属する人々である。この共同体に属する人々は「れる」「られる」の動詞への接続等の文法知識を持たないので、「ら抜き言葉」が学校文法的に誤った用法だと気づけない可能性が高い。そのため、共通語を使うべきところでも「ら抜き言葉」を使ってしまう。それが「ら抜き言葉」に違和感を抱かない言語共同体に属する他の人々を中心に広まり、結果として、「ら抜き言葉」を方言にもたない地域まで「ら抜き言葉」の使用が広まったのだと考えられる。加えて述べておくと、1949年に

は東京で人々の耳につき始めるほどに、広まっていたようである。

では、なぜ「ら抜き言葉」の言語規範が形成されるにいたったのか。それには、「ら抜き言葉」に違和感を抱く言語共同体（～1953年頃）の存在が関わっていると考える。1936～1946年の中等学校への進学率が2.6%～8.7%と低かったことが原因となり、この言語共同体に属する人々の人数は多くない。このように限られた人々は、新聞記事やテレビ番組を通して言語規範形成に関わったと考えられる。

私が確認した中で最も古い「ら抜き言葉」についての新聞記事は、1963年のものである。この記事は「砂時計」というコラム欄のもので、その筆者は松尾聰であった。彼は、1907年生まれの日本文学者である。そして、彼が学生だった時期は「ら抜き言葉」に違和感を抱く言語共同体の存在時期と重なる。つまり、彼は「ら抜き言葉」に違和感を抱く言語共同体に属するということができるのである。彼は、新聞記事の中でこの様に述べている。

長年教師をしていると、言葉の誤りが目についていけない。だが、言葉は動く。先年までの誤りが、今は誤りと言いきれなくなっているものもあるので、教師は頭の切りかえに、かなり気を使う。たとえば「出れる」「見れる」などという言い方は、どうやらこのごろは認めなければならないほど若い人の間には一般化してしまったようである。（「砂時計 ことばはうごく」1963）

引用の記事では、「ら抜き言葉」が若い人の間で一般化していることを指摘している。そして、その変化を一応は良しとしながらも、松尾聰自身は「ら抜き言葉」を誤りだと捉えていることがわかる。このような、「ら抜き言葉」を誤りだと指摘する記事は、私が直接確認しただけでも15以上と多くみられた。そして、そのような主張をしている人物が、「ら抜き言葉」に違和感を抱く言語共同体に属していることが多いことがわかった。このことについては、以下の表3を参照していただきたい。なお、表中の「文法教育を受けた時期」は、助動詞を学習する年齢を14歳と想定して計算したものである。また、森永武治、斎藤風勢夫については生まれた年を知ることができなかったため、「記事掲載時の年齢」と「文法教育を受けた時期」は「？」としている。

記事掲載年	筆者	記事掲載時の年齢	文法教育を受けた時期
1963	松尾 聰 (日本文学者)	56 歳	1921
1969	石井 文夫 (教員)	24 歳	1959
1971	丸谷 オ一 (小説家)	46 歳	1939
1975	池田 弥三郎 (大学 教授)	61 歳	1928
1976	森永 武治 (劇作家)	?	?
	斎藤風勢夫 (口語俳句研究家)	?	?
1977	宇野 信夫	73 歳	1918

表 3

表3の新聞記事は私が調査した限りのものである。国立国語研究所のデータベースによると、実際にはもっと多くの記事が存在するのだが、このような「ら抜き言葉」に関する新聞記事が数多く掲載されることによって、新聞記事を読んだ多くの人々に、「ら抜き言葉」は「正しくない」用法なのだという意識が生まれると考えられる。

これまで述べてきたことから、「ら抜き言葉」言語規範形成の過程をもう一度簡単にまとめておく。まず、「ら抜き言葉」に違和感を抱かない言語共同体において広まった「ら抜き言葉」が1949年ごろから耳につくようになり、テレビ番組等でも頻繁に使われるようになる。すると、そのことに違和感、警戒感を持った「ら抜き言葉」に違和感を抱く言語共同体に属する人々が新聞記事などで、「ら抜き言葉」は誤りだという情報を流すようになる。その結果、今まで「ら抜き言葉」に対して違和感を持っていなかった人にも、「ら抜き言葉」は「正しくない」用法なのだという意識が生まれる。このようにして、「ら抜き言葉」の言語規範が形成されたと考えられる。

6 今後の課題

本研究における課題の一点目は、参照した教科書数が少ない時期があり、その期間に関しては、推測

が多くなってしまったことが挙げられる。教科書や学習指導要領の内容から「れる」「られる」がどのように教えられていたのかを考えると、必然的に推測となってしまう部分が出てきてしまう。だが、さらに正確なことが述べられるように、多くの教科書を参照することで、足りないところを補完していく必要がある。

課題の二点目としては、本研究では「ら抜き言葉」言語規範に影響を与える事象として、「れる」「られる」の動詞への接続の学習内容が大きく影響しているとして論を展開したのだが、他の学習の要素については、「ら抜き言葉」言語規範に影響を与える可能性について考察することができなかつたことである。この点に関しては、文法教育から離れて、教科書の内容等を参照することにより、補完していきたいと考えている。

そして、三点目の課題は、言語規範形成における教育の影響を述べるにあたって、事例が「ら抜き言葉」についてのみになってしまったことである。この点に関しては、「れ不足言葉」や「さ入れ言葉」など現在問題になりつつある、様々な言語現象について調査・考察を進めていくことで補完したい。

ⁱ 室町時代のラ行音を抜く言語現象については、杉本(2007)に詳しく述べられている。

ⁱⁱ 戸村(1996)による調査である。

ⁱⁱⁱ 以下に述べる進学率は、1957年に文部省から出された資料による。

^{iv} 70%~40%と幅を持たせているのは、当然のことながら、年ごとに進学率が異なるためである。

^v 師範学校には、主に高等小学校の卒業生が進学していた。また、管見によれば、師範学校で使用された教科書(『師範学校日本文典』『師範学校日本文法教科書 上巻』『師範国語要説』)での「れる」「られる」についての記述は、詳しいものでも使用例の掲載にとどまっている。そのため、教師の中には文法的知識をあまり持たない人も存在すると考えられる。

^{vi} 調査した教科書はそれぞれ以下の通りである。
文法教科書…『中等文法 口語』『国文法 口語編』『新文法 口語』『中等国文法 口語編』
分冊教科書…『中等言語 二』『国語 言語編』『新しい中学国語 言語』
合冊教科書…『中学校国語 一下』『中等国語(改訂版) 三上』『中学新国語 二年』『中等国語(四訂版) 二下』

文献

- 石井文夫(1969)「面白い日本語」『朝日新聞』(1969/01/05)
- 池田弥三郎(1975)「でれない」『朝日新聞』1975/08/04
- 宇野信夫「言葉の乱れ」『毎日新聞』(1977/02/19)
- 宇野信夫「テレビ見て言葉の乱れいまさらに」『朝日新聞』(1981/02/27)
- 北澤尚(2010)「文法を考える1 見れる・見られる」『教科研究国語 no.190』学校図書
- 木下哲生(1997)「1995年のテレビ番組における一段動詞およびカ行変格活用動詞の可能動詞・いわゆる「ら抜き言葉」の用例と分析」防衛大学校『防衛大学校紀要 人文科学分冊 4』防衛大学校
- 木下哲生(1997)「1996年に放送された番組における「ら抜き言葉」の用例と分析」防衛大学校『防衛大学校紀要 人文科学分冊 4』防衛大学校
- 輿水実・中沢政雄(1958)『小学校学習指導要領の展開 国語科編』明治図書
- 佐久間鼎(1936)『現代日本語の表現と語法』厚生閣
- 佐藤和人・和田正人(1999)『どうなる日本のことば~方言と共通語のゆくえ~』大修館
- 佐藤風勢夫「ことばの乱れ」に反論『朝日新聞』(1976/11/04)
- 渋谷勝己(1993)「日本語可能表現の所相と発展」大阪大学『大阪大学文学部紀要』33号第一分冊 大阪大学
- 辛昭静(2003)「「ら抜き言葉」の使用率に影響する言語内的要因と外的要因」計量国語学会『計量国語学』24巻2号 計量国語学会
- 陣内正敏(1998)『日本語の現在』アルク新書
- 杉本つとむ(2007)『市民のための国語の授業』おうふう
- 土井忠生(1966)『現代の国語中学 学習指導資料 教材の研究 2上』三省堂
- 百目鬼恭三郎「規範(2)言語に誤りはないのか」『朝日新聞』(1978/06/13)
- 戸村佳代(1996)「大学生の言語感覚・いわゆる「ら抜き言葉」を中心として 明治大学経営学部 人文科学研究室『人文科学論集』
- 永芳弘武, 中村紀久二, 加藤宗晴(1968)『教科書検定総覧 中学校』小宮山書店
- 野口援太郎(1926)『高等小学校の研究』日本図書センター
- 松下大三郎(1924)『標準日本文法』紀元社
- 丸谷オ一(1971)「れる」『読売新聞』(1971/11/04)
- 森永武治「言葉の破格と混乱」『朝日新聞』(1976/10/09)
- 森永武治「へんてこな言葉遣い一掃を」『朝日新聞』(1984/06/21)
- 文部省(1957)『図で見るわが国教育の歩み一教育統計 80年史一』明治図書

山崎孝雄 (1998) 「「ら抜き」言葉について」 盛岡大学日本文学会『日本文学会誌』10 巻 盛岡大学日本文学会

渡辺久紀「助動詞「られる」用法は正確に」『読売新聞』(1977/04/08)

『尋常小學讀本』(第一期) 卷一～五

『尋常小學讀本』(第二期) 卷三～六

『尋常小學國語讀本』卷八

『小學國語讀本』卷一～七

『高等小學國語讀本』卷一～三

岩井良雄 (1937～1940) 『中学口語法(修正版 第一学年用)』中等学校教科書株式会社

岩井良雄 (1944) 『標準語の語法』山海堂出版部

岩井良雄 (1950) 『新文法 口語』二葉株式会社

大概文彦 (1901) 『修正 日本文法教科書 文部省検定済み 下』大阪開成館

春日政治 (1921) 『改訂新体女子文法』修文館

教育文化研究会 (1949) 『国文法 口語編』教育図書

国語漢文研究会 (1933) 『改訂中学国文典 初学年用』京極書店

国語漢文研究会 (1936) 『改訂中学国文典 上級用』京極書店

国語漢文研究会 (1937) 『三訂中学国文典 初年級用』京極書店

清水平一郎・三矢重松 (1903) 『普通文法教科書 中巻(尋常科児童用)』明治書院

清水平一郎・三矢重松 (1904) 『普通文法教科書 上巻(尋常科児童用)』明治書院

新教育研究所 (1949) 『中等国文法 口語編』中学校教科書株式会社

新教育研究所 (1950) 『中等国文法 口語編』中学校教科書株式会社

塚本哲三 (1931) 『初級中等国文典』有朋堂

橋本進吉 (1936) 『改訂新文典 初年級用』富山房

橋本進吉 (1938) 『改制新文典 初年級用』富山房

橋本進吉 (1938) 『改制新文典 女子 初年級用』中等学校教科書

藤村作・島津久基 (1929) 『改訂女子日本新文法』至文堂

明治書院編輯部編 (1918) 『改訂実用日本文典』明治書院

明治書院編輯部編(1925) 『改修新編日本文典 下』明治書院

文部省 (1943) 『師範国語要説』師範学校教科書

文部省 (1944) 『中等文法 一』中学校教科書株式会社

文部省 (1944) 『中等文法 二』中学校教科書株式会社

文部省 (1947) 『中等文法 口語』中学校教科書株式会社

山田孝雄(1926) 『師範学校日本文法教科書 上巻』

宝文館

吉澤義則 (1929) 『五訂中等新文典』修文館

吉澤義則 (1935) 『三訂新制中学文典 初学年用』修文館

吉田彌平・小山左文二 (1917) 『師範学校日本文典』光風館

『女子教育日本文法書 上巻』(1925)

『新修女子文法』(1926)

『現代女子日本文法 上級用』(1937)